

彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

保護者が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、当該児童の心身の健全な育成を図ることを目的として彦根市放課後児童クラブを運営するに当たり、同クラブの放課後児童支援員等の業務を誠実かつ安定的に受託できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 委託内容

- (1) 業務名称 彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務
- (2) 場 所 市内 全 17 小学校放課後児童クラブ

6区分

区分	名 称	所在地	実施予定場所
1	鳥居本小学校放課後児童クラブ	彦根市鳥居本町 1550 番地の 1	学校の余裕教室 1 室
	城西小学校放課後児童クラブ	彦根市本町三丁目 3 番 22 号	学校の余裕教室 3 室
	城北小学校放課後児童クラブ	彦根市松原町 3751 番地の 3	学校施設内専用施設 1 棟
2	佐和山小学校放課後児童クラブ	彦根市安清町 11 番 32 号	学校施設内専用施設 1 棟 学校の余裕教室 1 室
	旭森小学校放課後児童クラブ	彦根市東沼波町 455 番地	公有地専用施設 1 棟 学校の余裕教室 2 室
	城東小学校放課後児童クラブ	彦根市京町二丁目 2 番 19 号	学校の余裕教室 2 室
3	平田小学校放課後児童クラブ	彦根市平田町 267 番地	学校の余裕教室 2 室
	金城小学校放課後児童クラブ	彦根市大藪町 391 番地	学校の余裕教室 1 室 学校敷地内専用施設 2 棟
4	河瀬小学校放課後児童クラブ	彦根市極楽寺町 118 番地	学校敷地内専用施設 2 棟
	高宮小学校放課後児童クラブ	彦根市高宮町 2447 番地	学校敷地内専用施設 1 棟 学校の余裕教室 1 室
5	城南小学校放課後児童クラブ	彦根市西今町 380 番地	公有地専用施設 2 棟 学校の余裕教室 3 室
	城陽小学校放課後児童クラブ	彦根市甘呂町 430 番地	学校の余裕教室 2 室
	若葉小学校放課後児童クラブ	彦根市蓮台寺町 180 番地	学校の余裕教室 2 室
	亀山小学校放課後児童クラブ	彦根市賀田山町 8 番地	学校の余裕教室 1 室
6	稲枝東小学校放課後児童クラブ	彦根市稲部町 308 番地	学校の余裕教室 2 室 学校敷地内専用施設 2 棟
	稲枝西小学校放課後児童クラブ	彦根市本庄町 3583 番地	学校の余裕教室 2 室
	稲枝北小学校放課後児童クラブ	彦根市下岡部町 597 番地	学校の余裕教室 1 室

※実施場所については、利用人数により変更となる場合がある。

(3) 業務内容

別添「彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 委託業務実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、契約締結日から、令和 8 年 3 月 31 日までの間を運営準備期間とし、運営準備期間中に発生した費用は、本委託料の対象としない。

4 委託料の上限額

本業務に係る各年度の委託上限額は、次のとおりとする。なお、各クラブ委託上限額（各区分委託上限額）には、育成支援に係る日常の衛生用品費を含むものとする。物品については、購入品一覧および出納簿を定期的に教育委員会へ提出するものとする。

なお、従前実施していた放課後児童支援員等処遇改善等委託契約に係る対応については、当該年度の予算の議決を前提とするものであり、現時点での契約の確約はないものとする。ただし、予算の確定に応じて、別途適切な形で対応することとする。

<令和8年度>

区分	名称	各クラブ委託上限額	各区分委託上限額
1	鳥居本小学校放課後児童クラブ	10,748千円	54,960千円
	城西小学校放課後児童クラブ	22,106千円	
	城北小学校放課後児童クラブ	22,106千円	
2	佐和山小学校放課後児童クラブ	35,735千円	95,873千円
	旭森小学校放課後児童クラブ	42,550千円	
	城東小学校放課後児童クラブ	17,588千円	
3	平田小学校放課後児童クラブ	15,291千円	48,755千円
	金城小学校放課後児童クラブ	33,464千円	
4	河瀬小学校放課後児童クラブ	42,550千円	73,742千円
	高宮小学校放課後児童クラブ	31,192千円	
5	城南小学校放課後児童クラブ	44,822千円	86,152千円
	城陽小学校放課後児童クラブ	15,291千円	
	若葉小学校放課後児童クラブ	15,291千円	
	亀山小学校放課後児童クラブ	10,748千円	
6	稲枝東小学校放課後児童クラブ	26,649千円	52,688千円
	稲枝西小学校放課後児童クラブ	15,291千円	
	稲枝北小学校放課後児童クラブ	10,748千円	

<令和9年度>

区分	名称	各クラブ委託上限額	各区分委託上限額
1	鳥居本小学校放課後児童クラブ	10,810千円	55,302千円
	城西小学校放課後児童クラブ	22,246千円	
	城北小学校放課後児童クラブ	22,246千円	
2	佐和山小学校放課後児童クラブ	35,969千円	96,497千円
	旭森小学校放課後児童クラブ	42,831千円	
	城東小学校放課後児童クラブ	17,697千円	
3	平田小学校放課後児童クラブ	15,385千円	49,067千円
	金城小学校放課後児童クラブ	33,682千円	
4	河瀬小学校放課後児童クラブ	40,544千円	69,652千円
	高宮小学校放課後児童クラブ	29,108千円	
5	城南小学校放課後児童クラブ	45,118千円	86,698千円
	城陽小学校放課後児童クラブ	15,385千円	
	若葉小学校放課後児童クラブ	15,385千円	
	亀山小学校放課後児童クラブ	10,810千円	
6	稲枝東小学校放課後児童クラブ	26,820千円	53,015千円
	稲枝西小学校放課後児童クラブ	15,385千円	
	稲枝北小学校放課後児童クラブ	10,810千円	

<令和10年度>

区分	名称	各クラブ委託上限額	各区分委託上限額
1	鳥居本小学校放課後児童クラブ	10,719千円	54,803千円
	城西小学校放課後児童クラブ	22,042千円	
	城北小学校放課後児童クラブ	22,042千円	
2	佐和山小学校放課後児童クラブ	33,365千円	93,327千円
	旭森小学校放課後児童クラブ	42,423千円	
	城東小学校放課後児童クラブ	17,539千円	
3	平田小学校放課後児童クラブ	15,248千円	48,613千円
	金城小学校放課後児童クラブ	33,365千円	
4	河瀬小学校放課後児童クラブ	40,158千円	68,994千円
	高宮小学校放課後児童クラブ	28,836千円	
5	城南小学校放課後児童クラブ	44,687千円	85,902千円
	城陽小学校放課後児童クラブ	15,248千円	
	若葉小学校放課後児童クラブ	15,248千円	
	亀山小学校放課後児童クラブ	10,719千円	
6	稲枝東小学校放課後児童クラブ	26,571千円	52,538千円
	稲枝西小学校放課後児童クラブ	15,248千円	
	稲枝北小学校放課後児童クラブ	10,719千円	

※ なお、本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項および別表第1第7号の規定する消費税非課税事業に該当する。

5 参加資格

プロポーザルに参加する者は、放課後児童健全育成事業の目的を理解し、参加申込書提出日から、契約締結日において、次の(1)から(6)までのすべての事項に該当していること。

- (1) 令和4年度以降において、放課後児童健全育成事業の実績または当該事業業務の実績がある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 納税義務者にあつては、国税または地方税を滞納していない者であること。
- (5) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱（令和元年彦根市告示第104号）に基づく入札参加停止措置期間中ではないこと。
- (6) 彦根市暴力団排除条例（平成23年彦根市条例第17号）第6条の規定により、次の(ア)から(カ)までの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

6 選定

(1) 審査体制

「彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務委託事業者選定公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、参加申込書、企画提案書その他の書類の審査および事業者によるプレゼンテーションを参考に、別表の審査基準により審査し、最も評価の高い者を選定する。

(2) 選定結果について、何人も異議を申し立てることは認めない。

7 スケジュール

選定に係る全体のスケジュールは次のとおりとする。あくまでも現時点での予定であり、変更になる事もあるただし、都合により変更することがある。

実施内容	実施期間または提出期限
実施公告	令和7年10月3日（金）から
質問受付期間	令和7年10月3日（金）から 令和7年10月16日（木）正午まで
質問書回答期日	令和7年10月23日（木）
関係書類提出期限	令和7年11月6日（木）正午必着
審査（書類およびプレゼンテーション）	令和7年11月27日（木）
審査結果通知	令和7年12月上旬
契約締結	令和7年12月下旬予定

8 提出書類

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

複数の区分の参加申込みも可とする。

(1) 提出期限 令和7年11月6日（木） 正午必着

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。ただし、彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程に基づく登録業者は、ウ・オの書類は不要とする。

	書類名	提出部数
ア	プロポーザル参加申込書（様式第1号）	原本1部 （クリップ留め） 写し11部
イ	事業者概要書（様式第2号-1、2号-2） ※任意様式可	
ウ	登記事項証明書	
エ	業務実績（様式第3号）	
オ	納税証明書	
カ	誓約書および暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第5号）	
キ	企画提案書（様式第6号の(1)～(8)） ※任意様式可	
ク	各年度の委託料見積書 ※任意様式	
ケ	特定適用事業所該当通知書の写し	

NPO 法人にあつては、次の書類も提出する。

	書類名	提出部数
コ	法人の事業決算に関する書類 ※写し可	原本1部 (クリップ留め) 写し11部

(3) 提出書類の記載に関する留意事項

ア 様式規格はA4規格・縦版とし、A3規格の折込は不可とする。

イ 文字サイズは11ポイント以上とすること。

ウ 各種様式の記載は、次のとおりとすること。

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

- ・ 参加希望する区分を○（丸）で囲み提出すること。（複数区分への参加も可）
- ・ 参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。

② 事業者概要書（様式第2号-1、2号-2）

- ・ 会社（法人）名、所在地、代表者、従業員数（会員数）等を記載すること。
- ・ 本事業に係る役員の役職名、氏名、現住所等について記載すること。
- ・ 企業概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
- ・ 任意様式での提出も可とする。

③ 登記事項証明書

- ・ 直近3カ月以内の登記事項証明書を提出すること。
- ・ 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書とする。

④ 業務実績（様式第3号）

- ・ 現時点での放課後児童健全育成事業の実績または当該事業業務の実績について、記載すること。

⑤ 納税証明書（直近3年分）

- ・ 公告日時点で滞納がないことが確認できるもの。ただし、彦根市建設工事等入札参加資格者登録に関する規程に基づく登録業者については、提出不要とするが、その他の事業者については、次に記載する税金についての証明書を提出すること。

国税	法人税、消費税及び地方消費税(税務署様式その3の3)
都道府県税	法人事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税
市区町村税	法人市民税、固定資産税、軽自動車税(令和7年度分) ※

※法人として固定資産税または軽自動車を所有しない場合は、証明は不要とする。

- ・ 令和7年以降に設立した法人は、事業計画書および予算書を提出すること。

⑥ 誓約書および暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（様式第5号）

- ・ 必要事項を記載し、押印すること。

⑦ 企画提案書（様式第6号の(1)～(8)）

- ・ 印刷は両面印刷とし、ページ番号を付与すること。
- ・ 企画提案書は、仕様書に基づき事業者の実施内容を提案するもので、以下の項目について作成するものとする。任意様式も可とする。

(1) 事業者の概要、基本理念について

(2) 放課後児童健全育成事業の実績について

(3) 危機管理体制について

(4) 保護者との連携について

(5) 区分内の特性を生かした育成支援の実施について

(6) 放課後児童支援員等の配置体制・資質向上および処遇改善について

(7) 法令遵守について

⑧ 各年度の委託料見積書

- ・ 企画提案書に記述された内容を実施するための費用を見積もったものとする。
- ・ 任意様式での提出とする。
- ・ 希望区分が複数ある場合は、区分ごとの見積書を提出すること。
- ・ 市の委託料上限を上回った場合は、失格とする。
- ・ 経費の見積もりには、次の積算内訳の明細を記述すること。

<積算内訳>・人件費

- ・ 研修費
- ・ 事務費
- ・ 労災保険料・社会保険料・雇用保険料
- ・ 通勤費
- ・ 健康診断費・業務管理費 等

⑨ 特定適用事業所該当通知書の写し

- ・ 特定適用事業所に該当しない場合は、不要とする。

⑩ 法人の事業決算に関する書類（NPO 法人のみ）

- ・ 令和 6 年度の事業に関する決算状況が分かる書類（総会資料も可とする。）

(4) 提出方法

直接担当課の窓口へ持参するか、郵送のいずれかの手法のみとする。

直接持参する場合は、下記(5)記載の担当者へ事前に電話連絡の上、持参すること。

また、郵送する場合には、必ず「特定記録郵便」とすることとし、提出期限までに到着すること。(受付期間中までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。)

(5) 提出先

〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号

彦根市教育委員会事務局 生涯学習課 子ども支援係 (担当：川添・尾本) 宛

TEL (0749) 24-7974

9 企画提案に関する質問および回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第 4 号）により、電子メールにて担当課（末尾参照）まで提出すること。なお、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課に着信したことを確認すること。

また、メールの件名に「プロポーザル質問 送信年月日(西暦 8 桁) 会社名」を入力し、添付の 1 ファイルにまとめて送信すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 10 月 16 日（木） 正午まで

(2) 質問書の回答

- ・ 令和 7 年 10 月 23 日（木）までに、各質問者の質問および回答を取りまとめの上、ホームページにて回答する。
- ・ プロポーザルに公平性を保てないと判断された質問については、回答しない場合もあるため留意すること。
- ・ 質問に対する回答をもって、実施要項等の追加または修正があったものとみなす。

10 選定方法

(1) 書類およびプレゼンテーション

企画提案書を用いたプレゼンテーションと質疑応答の機会を与え、審査会が別に定める「彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務委託事業者選定公募型プロポーザル審査会審査基準」(以下「審査基準」という。)により定められた審査項目について審査し、最高得点者を選定する。委託事業者については、区分1から区分6まで各区分で選定する。

ア 審査実施日 令和7年11月27日(木)

各参加者の開始予定時刻は別途通知する。

イ 開催場所 彦根市役所5階 5-3会議室

ウ プレゼンテーションおよびヒアリングにより、企画提案書等の内容に基づき行う。(説明15分以内 説明後質疑を行う。)

エ 留意事項

- ・プレゼンテーションで利用する機器については、提案事業者が準備すること。ただし、スクリーンは、本市が準備することが可能であるので事前に生涯学習課担当者まで連絡すること。また、機材の設置・撤去に要する時間も、説明時間に含む。
- ・参加者については、4名以内とすること。(パソコン操作員含む。)

(2) 企画提案に当たっての留意事項

ア 提案者の義務

提案する事業者は、提出書類に関して本市から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

企画提案に当たり、提案者は適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

イ 企画提案に係る費用負担

企画提案に係る提案者の費用は、事業者がすべて負担するものとする。

11 審査の結果

(1) 審査

審査会委員が審査基準に基づき評価を行い、審査の評価点数の合計が、最も高い者を選定する。なお、最も高い者の点数が、満点(審査会委員数×200点)の6割を超えない場合は不調とする。

また、参加申込者が1事業者であっても審査を行い、同様の基準により選定する。

(2) 審査結果の通知

事業者を選定したときは、書面により通知するものとする。

(3) 選定結果の公表

事業者を選定した時は、彦根市ホームページ上で公表する。

12 参加申込みに係る書類の交付

(1) 交付期間

令和7年10月3日(金)から令和7年10月27日(月)まで

(2) 交付方法

本市ホームページから次に掲げる資料をダウンロードすること。

ア 彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

イ 彦根市放課後児童クラブ放課後児童支援員等業務委託仕様書

ウ 参加申込みに係る様式(様式第1号、2号-1、2号-2、3号、4号、5号)

エ 企画提案書様式(様式第6号(1)~(8))

13 契約の締結

選定後、事業者の提案価格で契約を行う。なお、事業者の企画提案が無効になった場合や契約交渉等の不調により契約締結に至らない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

14 その他

- (1) 参加申込書および企画提案書の提出は、希望区分が複数ある場合においても1事業者につき1案とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の受領後の差し替えは認めない。
- (4) 提案資料等に虚偽の記載または内容に重大な誤りがあった場合は、提案を無効とし委託事業者選定後であっても、その決定を取り消す場合がある。
- (5) 本実施要項等に基づき提出された書類等は、当該提出者に断りなく目的外に使用しない。
- (6) プロポーザル参加意思表明書の提出後または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式7）」を「15 担当窓口および問い合わせ先」記載の担当者へ提出すること。

15 担当窓口および問い合わせ先

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市教育委員会事務局 生涯学習課 子ども支援係

担当者：川添（宏）・尾本

TEL 0749-24-7974 FAX 0749-23-9190

電子メール syogai@mx.hikone.ed.jp